

犬山市議会第3号議案

犬山市障害共生基金の設置及び管理に関する条例の制定について

犬山市障害共生基金の設置及び管理に関する条例を別紙のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

犬山市長 原 欣 伸

(説明)

この案を提出するのは、犬山市障害共生基金を設置するため必要があるからである。

犬山市障害共生基金の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、犬山市障害共生基金（以下「基金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の障害福祉の増進及び障害福祉施設の充実を図るため、基金を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計予算で定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用収益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上して、市民の障害福祉の増進及び障害福祉施設の充実を図るための事業に使用し、又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 市長は、市民の障害福祉の増進及び障害福祉施設の充実に必要な経費の財源に充てるため必要があると認めるときは、基金の一部又は全部を処分することができる。

2 市長は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に定める保険事故が生じたときは、基金の一部又は全部を市債の償還の財源に充てることができる。

(繰替運用)

第7条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。